

岐 阜 県 公 報

目 次

公 示

○岐阜県都市計画公聴会の開催

(都 市 政 策 課)

ページ
一

公 示

○岐阜県都市計画公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、多治見都市計画区域マスタープラン（整備、開発及び保全の方針）に関する都市計画の変更について、岐阜県都市計画公聴会を開催するので、岐阜県都市計画公聴会規則（昭和四十五年岐阜県規則第五十九号）第三条の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年四月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 日時及び場所

都市計画区域	日 時	場 所	関 係 市
多治見	平成二十二年五月二十二日（土）午前十時から	多治見市新町一丁目 二三番地 多治見市産業文化センター三階大会議室	多治見市

（注）多治見都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分（区域区分）の公聴会と同時に開催する。

二 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案の概要
別記一のとおり

三 都市計画の案の閲覧場所及び閲覧期間

1 閲覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課において閲覧に供するほか、多治見市都市計画部都市政策課において閲覧に供する。

2 閲覧期間

平成二十二年四月二十八日(水)から同年五月十三日(木)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前九時から午後五時まで

四 公述の申出方法

1 公聴会において意見を述べようとする者は、平成二十二年五月十三日(木)までに「〒五〇〇―八五七〇 岐阜市藪田南二丁目一番一号 岐阜県都市建築部都市政策課へ別記二の様式による公述申出書を一部提出すること。なお、郵送により提出する場合は、期限までに必着のこと。

2 公述申出書の提出は郵送又は持参によるものとし、ファクシミリ及び電子メールによる提出は認めない。

3 公述の内容は、都市計画の案の範囲とする。

4 公述人の数は十名以内とする。公述の申出が十名を超える場合は、公述を申し出た者のうち意見の趣旨を同じくする者の中からそれぞれ抽選を行い、公聴会において意見を述べる者を選定の上、公聴会前日までに本人に通知する。

五 公聴会に関する問い合わせ先

岐阜県都市建築部都市政策課(電話〇五八―二七二―一一一 内線三七五五)又は多治見市都市計画部都市政策課

六 その他

公述申出書の提出期限までに公述の申出がない場合には、公聴会を開催しない。公聴会を開催しない場合には、その旨を県ホームページに掲載する。

公述人の陳述の要旨は県ホームページに掲載する。

別記一

一 都市計画の目標

本区域では、都市づくりの基本理念を「やさしさに溢れ、活力を生み出すまちづくり」とし、「環境配慮」、「選択と集中」、「有効活用」、「連携協力」の四つをまちづくりの施策を展開する上での視点として位置付け、都市づくりの目標を次のとおり示す。

- 1 快適さと効率性を追求するまちづくり
- 2 低炭素社会を目指したまちづくり
- 3 次世代への継承を目指したまちづくり

二 地域毎の市街地像(まちづくりのイメージ)
本区域を地域の特徴をもとに三つの地域に大別し、地域毎に目指すべきまちづくりのイメージを示す。

地域区分	目指すべきまちづくりのイメージ
中央部 市街地エリア	暮らしやすい元気なまちを維持するため、既存ストックの有効活用に力点をおいた集約型都市構造への転換を目指す核となるエリアとして、効率的な都市機能施設の配置と、誰もが安全で快適に移動できる交通環境・生活環境の形成を図る。
東部 丘陵地エリア	住工混在の土地利用で狭隘道路が多くみられる地場産業地、そしてこれらの後背地に位置する住宅団地等における良好な生活環境を保全し、豊かな自然や伝統文化と新たな産業の誘致・開発が共存可能なまちづくりの展開を図る。
西部・南部 丘陵地エリア	広域的に優れた森林機能を有するエリアとして、まとまりある緑の厳格な保全とともに、市街地エリアに接して広がるまとまりある農地を地域の優れた自然環境として、農業的土地利用計画との連携をふまえて保全する。

三 区域区分(市街化区域と市街化調整区域)の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

- 1 本区域では、次の理由により区域区分を定める。
 - (一)人口は減少に転じたものの、世帯数は依然増加傾向にあり、当面は世帯数の増加が予想されること、また高速道路の開通による交通条件の優位性により、市街地周辺での土地利用転換の需要が見込まれること等から、今後とも適正な土地利用の誘導が必要となつていくこと。
 - (二)周辺部での住宅団地開発による市街地のスプロール化に歯止めをかけ、計画的な市街地の形成と良好な都市環境を形成する都市基盤施設の整備、空洞化した中心市街地の再生へ向けたまちづくり等を積極的に行い、まちなかでの居住の推進や都市機能施

設の集積を図ることが必要になっていること。

(三) 本区域の盆地景観を形成する森林・丘陵地の緑を守り、自然環境の保全と良好な景観の形成に努め、生活にやすらぎとるおいを実感するために、環境と共生するまちづくりが必要になっていること。

2 区域区分を定める際の方針

(一) 人口及び産業の見通し、市街化の現況及び動向を勘案し、適正に市街化区域を設定する。

(二) 平成三十二年時点での市街化区域面積は、おおむね三千百一ヘクタールとする。主要な都市計画の決定の方針

1 土地利用に関する方針

(一) 住居系

(1) 道路・公園等の都市基盤整備とともに、土地利用の整序化、良好な都市型住宅の整備等を積極的に行う。

(2) 地域の個性を活かしながら、背景の緑の山々に調和した落ち着きのあるまちなみ形成を図る。

(3) 既に道路や公園等の基盤整備はかなり進んでいるが、あわせて地区計画等の導入を行い、緑豊かで良好な居住環境の保全に努め、外環状グリーンベルトの外側にある緑地の面的な開発は抑制する。

(二) 商業系

(1) JR多治見駅を中心とした地区は、都心機能の中心地として、集客基盤の強化を図り、高次の都市拠点づくりを目指す。特に、基盤整備が進む駅北地区においては、眺望景観に配慮した建築物の誘導に努める。

(2) 日常サービスの商業施設の立地を誘導する地域として、住宅団地内及び既成市街地内等の中心市街地の周辺地区にバランスよく近隣商業地を配置し、地区住民の利便性の向上に努める。

(3) 幹線道路軸沿道には、自動車による利便性を活かした沿道型業務施設の立地を図る。

(4) JR多治見駅周辺地区において自動車交通量負荷のかからない大規模集客施設設の立地を図り、にぎわいある中心市街地の形成を目指す。また、大畑地区の(国)二四八号沿道に立地する大規模集客施設を含む地区は、本区域南部の地域拠点を形成している。以上により、この二つの地区を大規模集客施設立地工

リアに位置づけ、現況土地利用の維持・発展を目指す。

(三) 工業系

(1) 新たな雇用の場の確保、都市経済力の強化、地場産業の活性化に資するため、学術・研究及び情報発信の拠点として整備された東濃研究学園都市の機能活用と環境保全に努める。

(2) 滝呂、市之倉、共栄、笠原等の地区を地場産業振興地として位置付け、住工併用が大部分である陶磁器関連の小規模事業所の改善・合理化と生活環境の改善を図る。

(3) まちづくりには不可欠な開発に対しては、自然的環境への影響抑制を前提として、市街地に隣接する地域や造成等地形の改変が少ない地域に限定して、計画的に土地利用を見直し、新規産業企業の立地誘導と支援を促進する。

(四) 緑地等

(1) 風致地区に指定されている虎渓山・高根山・窯洞・中峰谷地区の他、市街地に隣接した斜面緑地は、市街地を取り囲む環状の緑(外環状グリーンベルト)を形成しており、市民生活に身近に感じられる、都市景観上、重要な緑地として保全する。

(2) 既往の成熟した住宅団地の中の調整池や開発緑地等については、市街化調整区域へ編入し、緑地として残す。

(3) 本区域の外周部に広がる森林については、自然環境の保全・保健休養とあわせて、災害防止の機能を有しているため、適正な保全管理を行い、森林機能の低下を招くことのないよう留意する。

(五) その他

(1) 南姫地区や根本・小泉地区において、住宅地開発やまとまりある集落などの既に市街地の形態を成している区域については、開発許可基準条例を適切に活用し、集落地のコミュニティの維持や地域活力の向上を図る。

(2) (国)一九号・(国)二四八号等の幹線道路沿道及び東部丘陵地エリアで施策的に適地と位置付けられる地区において、周辺の市街地拡大を誘発する恐れのない工業機能、物流機能等の計画的な開発については許容する。

(3) 地域活力の低下が懸念される南姫地区において、(国)二四八号バイパスIC周辺での都市的土地利用への転換を、農業振興施策の見直しと連携して検討する。

2 都市施設の整備に関する方針

(一) 交通施設

- (1) 整備促進中の内環状道路軸と、J R多治見駅北で施行中の土地区画整理事業内道路を中心市街地の再生を支援するための路線として配置し、J R多治見駅へのアクセス強化を図る。
- (2) 市街地に流入する交通を分散し、また、災害時の迂回路としての機能を確保するための路線として、外環状道路軸を位置付ける。
- (3) 他都市との連携を強化するため、東海環状自動車道へのアクセスの確保、岐阜県南部都市群との連絡強化を図る路線を配置する。
- (4) 市内交通の円滑な移動を支援する路線を配置する。都市計画区域を統合する笠原地区との連絡強化を図る路線を配置する。
- (5) J R多治見駅北駅前広場、既設の駅南駅前広場を連絡する南北連絡線（自由通路）を軸に配置し、駅前広場周辺地区のバリアフリー化を進める。
- (6) J R太多線の利用促進を図るため、根本駅などの各駅とバス交通とのネットワーク化を検討する。

(二) 下水道及び河川

- (1) 平成十八年の笠原町との合併に伴い、笠原都市計画区域の公共下水道（全体計画区域五百十八ヘクタール）を多治見市公共下水道（笠原処理区）として位置付ける。
- (2) 現在、庄内川流域における下水道施設の処理水質が見直されたこと、市町合併や人口減少社会の到来など情勢が変化したことを踏まえ、基本計画の見直しを行う。
- (3) 主要な河川として、本区域の中心部を東西方向に土岐川が流れ、既成市街地を取り囲む周辺部の丘陵地から笠原川、生田川、大原川、市之倉川が土岐川に流入する。北部には、水系が異なる姫川が流れており、いずれの河川においても、河床掘削、床固め、護岸整備等で治水安全度を高め安全性の向上に努める。

3 市街地開発事業に関する方針

- (一) 市街地整備に当たっては、既成市街地の再整備を優先して行う。その上で、集約型都市構造の実現を目指し、官民が協働した多様かつ柔軟な市街地開発事業等により良好な市街地の形成に努める。
- (二) 活性化が望まれる中心市街地では、地域関係者に共感を呼ぶまちづくり事業（人口定住施策、地域資源を活用した交流ビジネス、小規模共同建替、NPO支援）や地区計画を用いて都市環境の再生を図る。また、本町筋で進められている

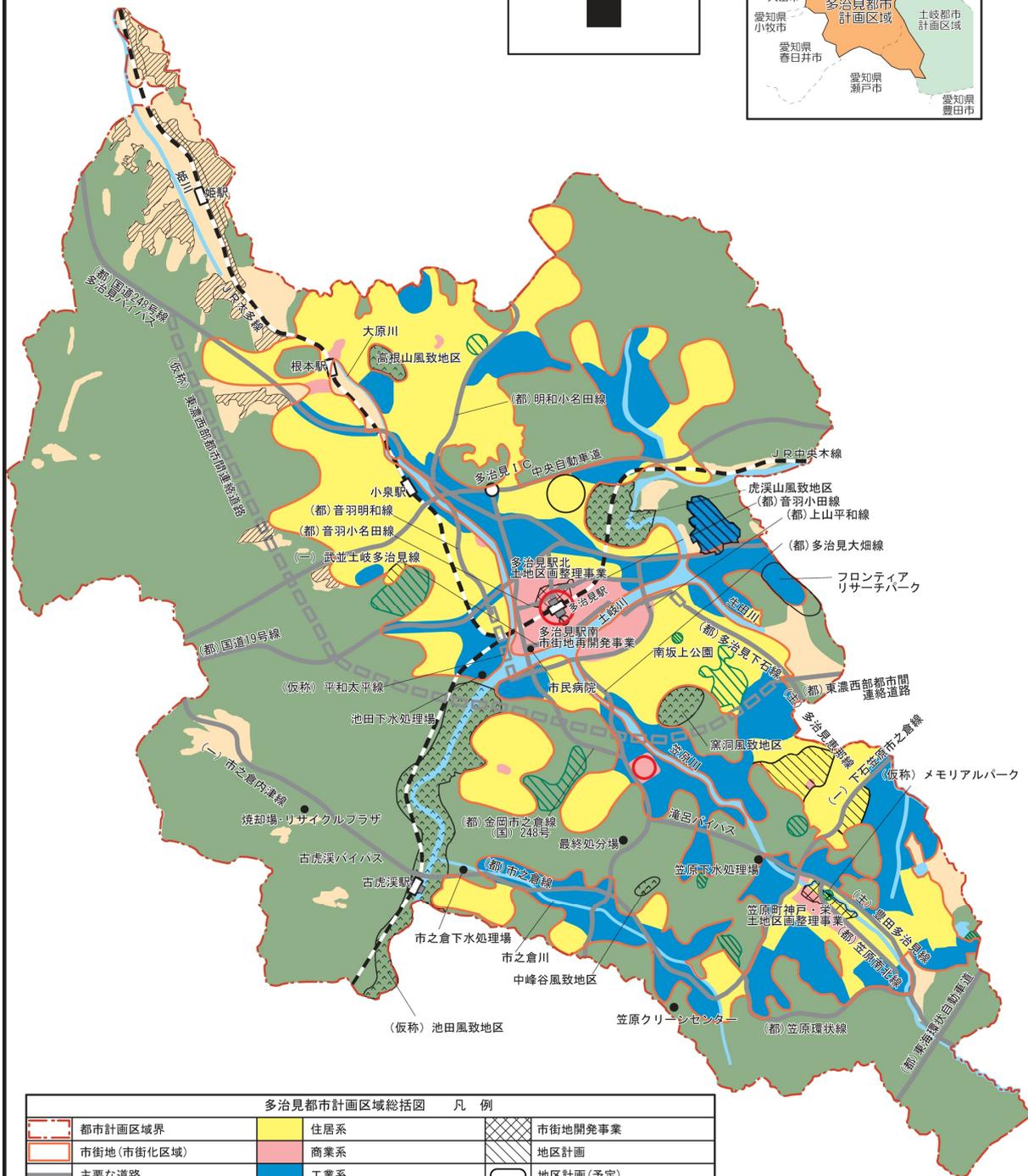
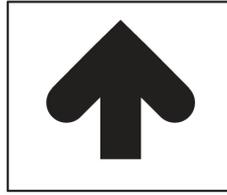
オリベストリート事業では、通りに残された歴史的な町屋・蔵を活用した景観整備を進める。

4 自然的環境の整備又は保全に関する方針

- (一) 市街地の周囲に広がる丘陵地や土岐川などの自然資源を保全・活用して「都市と自然の共生」を目指すとともに、公園等の量的な不足が課題である既成市街地での緑の創出を図る。
- (二) 市街地のまとまりとともに、ふるさとの風景を醸し出す丘陵地や山稜及び市街地内の段丘斜面の緑を積極的に保全する。
- (三) 土岐川・大原川・笠原川などでは河川の持つ自然性の保全や生物の生育環境の改善など、自然環境に配慮した河川管理を行うことで水辺環境を保全する。
- (四) 主要な都市計画の決定の方針に基づき、主な土地利用、都市施設及び市街地開発事業のおおむねの位置を示す図面は、総括図のとおりとする。

五 「四」 主要な都市計画の決定の方針に基づき、主な土地利用、都市施設及び市街地開発事業のおおむねの位置を示す図面は、総括図のとおりとする。

多治見都市計画区域 総括図



	都市計画区域境界		住居系		市街地開発事業
	市街地(市街化区域)		商業系		地区計画
	主要な道路		工業系		地区計画(予定)
	主要な道路(構想)		風致地区		開発許可基準条列の適用区域
	駅前広場		その他(農地、集落地)		大規模集客施設立地エリア
	鉄道		その他(森林地)		
	主要な河川				
	主要な公園・緑地等				
	その他主要な都市施設				

※火葬場は場所選定中につき図示していない
 (注) 大規模集客施設は、大規模集客施設立地エリアに位置づけられていない箇所でも、以下の場合には立地可能です。
 ・現状で商業地域、近隣商業地域又は準工業地域に指定されている場合(特別用途地区等により制限されている場合を除く)
 ・個別に広域調整手続きを行い、都市計画を決定又は変更した場合

別記二

公述申出書

平成22年4月28日付けで岐阜県公報に登載された多治見都市計画区域マスタープランの都市計画決定案（素案）について、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

岐阜県知事 古田 肇 様
公述申出人

TEL

住 所
(ふりがな)
氏 名

印

意見の要旨及びその理由

- (注) 1 用紙はA4判の大きさとしてください。
2 意見の要旨とその理由を区分して記載してください。

○岐阜県都市計画公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、多治見都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分（区域区分）に関する都市計画の変更について岐阜県都市計画公聴会を開催するので、岐阜県都市計画公聴会規則（昭和四十五年岐阜県規則第五十九号）第三条の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年四月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 日時及び場所

都市計画区域	日 時	場 所	関 係 市
多治見	平成二十二年五月二十二日（土）午前十時から	多治見市新町一丁目二三番地 多治見市産業文化センター 三階大会議室	多治見市

(注) 多治見都市計画区域マスタープラン（整備、開発及び保全の方針）の公聴会と同時に開催する。

二 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案の概要
別記一のとおり

三 都市計画の案の閲覧場所及び閲覧期間

1 閲覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課において閲覧に供するほか、多治見市都市計画部都市政策課において閲覧に供する。

2 閲覧期間

平成二十二年四月二十八日（水）から同年五月十三日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前九時から午後五時まで

四 公述の申出方法

1 公聴会において意見を述べようとする者は、平成二十二年五月十三日（木）まで

に千五〇〇―八五七〇 岐阜市藪田南二丁目一番一号 岐阜県都市建築部都市政策課へ別記二の様式による公述申出書を一部提出すること。なお、郵送により提出する場合は、期限までに必着のこと。

2 公述申出書の提出は、持参又は郵送によるものとし、ファクシミリ及び電子メールによる提出は認めない。

3 公述の内容は、都市計画の案の範囲とする。

4 公述人の数は十名以内とする。公述の申出が十名を超える場合は、公述を申し出た者のうち意見の趣旨を同じくする者の中からそれぞれ抽選を行い、公聴会において意見を述べる者を選定の上、公聴会前日までに本人に通知する。

五 公聴会に関する問い合わせ先

岐阜県都市建築部都市政策課（電話〇五八―二七二―一一一 内線三七五五）又は多治見市都市計画部都市政策課

六 その他

公述申出書の提出期限までに公述の申出がない場合には、公聴会を開催しない。公聴会を開催しない場合には、その旨を県ホームページに掲載する。

公述人の陳述の要旨は県ホームページに掲載する。

別記一

一 区域区分の変更を必要とする理由

本都市計画区域は、平成八年十月に区域区分の都市計画を決定し、平成十二年の都市計画法の改正に基づく「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」において、引き続き区域区分を定めることとした。

平成十八年一月に多治見市（多治見都市計画区域）と笠原町（笠原都市計画区域）が市町合併したことにより、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全をするため、笠原都市計画区域を多治見都市計画区域に統合し、全域に区域区分を決定する。併せて市街化区域隣接の既成市街地について市街化区域に編入するとともに、開発の見込みのない山林を市街化区域から除外する。

二 区域区分の変更の基本方針

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、次の基本方針に基づき区域区分の変更を行う。

1 人口減少や都市経営の観点からコンパクトシティの考え方を取り入れ、市街化区域をいたずらに拡大することのないよう、想定された人口及び産業を適切に収容で

きるよう変更を行う。

2 笠原都市計画区域の現行用途地域は既に市街化していることから、市街化区域に移行する。

3 市街化区域の編入は市街化区域隣接の既成市街地において、市街化区域からの除外は開発の見込みのない区域において行う。

三 区域区分の変更の内容

次の箇所について市街化区域の編入、市街化区域からの除外を行う。

1 市街化区域編入予定箇所

箇所番号	地区名	面積(㎡)	編入理由
1	昭栄町	〇・九	既成市街地
2	小名田町西ヶ洞	二・〇	既成市街地
3	東町一丁目	二・三	既成市街地
4	京町五丁目	三・六	既成市街地
5	大畑町赤松	〇・五	既成市街地
6	笠原町下原一	〇・八	既成市街地
7	笠原町下原二	六・五	既成市街地
8	笠原町上原	四・四	既成市街地
9	笠原町現行市街地	四七三・〇	既成市街地（現行用途地域）

2 市街化区域除外予定箇所

箇所番号	地区名	面積(㎡)	除外理由
10	旭ヶ丘二丁目	▲四・六	開発残地
11	旭ヶ丘九丁目	▲五・六	開発残地
12	小名田町三丁目	▲一・四	開発残地

四 本都市計画区域における都市計画の目標を平成三十二年とし、近年の人口、産業の動向等を勘案して次のとおり想定した。

五 区域区分に関する都市計画概略図は、総括図のとおりとする。

人	口	工業出荷額	卸小売販売額	市街化区域面積
おおむね一〇〇・八千人	約一、五五七億円	約三、〇七五億円	おおむね三、一〇一ha	

別記二

公述申出書

平成22年4月28日付けで岐阜県公報に登載された多治見都市計画区域区分の都市計画決定案(素案)について、次のとおり意見を述べたいので申し上げます。

平成 年 月 日

岐阜県知事 古田 肇 様
公述申出人

TEL

住 所
(ふりがな)
氏 名

印

意見の要旨及びその理由

- (注)
- 1 用紙はA4判の大きさとしてください。
 - 2 意見の要旨とその理由を区分して記載してください。

平成二十二年四月二十八日発行

発 行 者
発 行 所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐 阜 県 庁

編 集

各務原市テクノプラザ一

ブイ・オール・テクノセンター